

財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、第5期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）及び第5期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人の監査証明を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

3. 連結財務諸表について

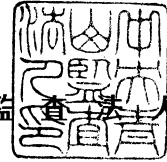
当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成16年6月25日

国際協力銀行
総裁 篠沢恭助 殿

中央青山監査法人



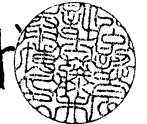
代表社員
関与社員 公認会計士

細野康弘



代表社員
関与社員 公認会計士

藤井泰博



代表社員
関与社員 公認会計士

佐々木貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表等

(1)財務諸表

①貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第4期末 (平成15年3月31日)		第5期末 (平成16年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金預け		288,284	1.35	217,328	1.04
現金預け		9		10	
現金預け		288,274		217,317	
有価証券		122,912	0.58	120,514	0.58
株式		122,269		119,902	
その他の証券		642		612	
貸出金	※1,2,3,4,5,6,8	20,164,343	94.70	19,306,245	92.64
貸付金		20,164,343		19,306,245	
その他資産		367,673	1.73	704,284	3.38
費用		1,644		1,174	
未収		295,431		184,799	
金融派生商品		57,733		495,869	
概算国庫納付金	※12	10,971		19,185	
その他の資産		1,891		3,255	
不動産	※10	28,449	0.13	27,178	0.13
土地建物		27,015		26,459	
建設仮払		237		218	
保証金		1,196		500	
債権		2,267	0.01	2,707	0.01
債券発行		1,302		1,291	
債券発行		965		1,416	
支払承諾		629,082	2.95	724,924	3.48
貸倒引当		△ 308,163	△ 1.45	△ 263,425	△ 1.26
資産の部合計		21,294,849	100.00	20,839,757	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第4期末 (平成15年3月31日)		第5期末 (平成16年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券発行		1,589,084	7.47	1,561,373	7.49
債券発行		1,589,084		1,561,373	
借入金		11,218,681	52.69	10,392,925	49.87
借入金		11,218,681		10,392,925	
その他負債		321,126	1.51	246,191	1.18
未払費用		84,471		68,881	
未受		2,398		2,199	
金融派生商品		34,770		16,790	
繰延ヘッジ利益	※9	15,371		153,571	
その他の負債		184,114		4,747	
賞与引当金		754	0.00	918	0.01
退職給付引当金		18,090	0.08	17,429	0.08
支払承諾		629,082	2.95	724,924	3.48
負債の部合計		13,776,818	64.70	12,943,761	62.11
資本		7,489,844	35.17	7,690,144	36.90
国際金融等勘定資本金		985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金		6,504,344		6,704,644	
利益剰余金	※11	28,186	0.13	205,851	0.99
国際金融等勘定準備金		608,336		638,582	
海外経済協力勘定積立金		280,719		20,667	
当期末処理損失		860,868		453,398	
資本の部合計		7,518,031	35.30	7,895,995	37.89
負債及び資本の部合計		21,294,849	100.00	20,839,757	100.00

②損益計算書

(金額単位:百万円)

科目	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)		第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	574,919	100.00	527,003	100.00
資金運用収益	568,783		519,452	
貸出金利息	533,388		467,635	
有価証券利息配当金	2,659		2,280	
預け金利息	3,640		1,609	
金利スワップ受入利息	29,095		47,926	
役員取引等収益	5,934		6,746	
その他の役員収益	5,934		6,746	
その他の業務収益	-		309	
その他の業務収益	-		309	
その他の経常収益	201		494	
その他の経常収益	201		494	
経常費用	406,259	70.66	352,851	66.95
資金調達費用	372,503		305,501	
債券利息	71,881		61,145	
債券発行差金償却	5		-	
借入金利息	300,617		244,355	
役員取引等費用	4,981		5,754	
その他の役員費用	4,981		5,754	
その他の業務費用	947		5,123	
外国為替売買損	193		4,256	
債券発行費償却	567		651	
その他の業務費用	186		216	
営業経費用	27,425		24,435	
その他の経常費用	401		12,036	
貸倒引当金繰入額	-		9,921	
貸出金償却	-		122	
株式等償却	351		1,924	
その他の経常費用	49		67	
経常利益	168,659	29.34	174,152	33.05
特別利益	191,948	33.39	33,773	6.41
動産不動産処分利益	11		689	
償却債権取立利益	4,119		3,084	
貸倒引当金戻入	187,816		-	
政府交付金収入 ※2	-		30,000	
特別損失	855,659	148.84	14	0.00
動産不動産処分損失 ※1	43		14	
円借款関連損失	855,616		-	
当期純利益 (△は当期純損失)	△ 495,051	△ 86.11	207,910	39.45
前期繰越損失	365,817		661,309	
当期末処理損失	860,868		453,398	

③キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第4期 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益(△は当期純損失)	△ 495,051	207,910
減価償却費	1,593	1,461
貸倒引当金の増減(△)額	△ 179,664	△ 44,737
投資損失引当金の増減(△)額	△ 1,119	-
賞与引当金の増減(△)額	158	163
退職給付引当金の増減(△)額	2,065	△ 660
資金運用収益	△ 568,783	△ 519,452
資金調達費用	372,503	305,501
有価証券関連損益(△)	1,520	1,992
為替差損益(△)	△ 12,049	299,725
動産不動産処分損益(△)	31	△ 674
貸出金の純増(△)減	1,395,069	316,955
債券の純増減(△)	51,465	54,212
借入金の純増減(△)	△ 1,055,797	△ 825,756
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	247,161	87,302
資金運用による収入	551,275	630,355
資金調達による支出	△ 396,384	△ 321,621
その他	8,414	△ 319,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,589	△ 127,160
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 474	△ 262
有価証券の売却等による収入	189	635
動産不動産の取得による支出	△ 629	△ 842
動産不動産の売却による収入	37	858
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 876	389
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資の受入れによる収入	219,100	200,300
国庫納付の支払額	△ 30,400	△ 38,459
財務活動によるキャッシュ・フロー	188,699	161,840
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1	△ 0
V. 現金及び現金同等物の増減額	110,233	35,068
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	7,437	117,669
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	117,669	152,738

④利益処分計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
		金額	金額
当 期 未 処 理 損 失		860,868	453,398
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 取 崩 額		260,051	-
国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金 繰 入 額		30,246	37,675
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 入 額		-	64,823
国 庫 納 付		30,246	37,675
次 期 繰 越 損 失		661,309	593,573

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項もしくは第3項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入もしくは同積立金の取崩を行っております。従って、次期繰越損失は、当期末処理損失に、国際協力銀行の関係法令に定める利益処分を加味したものとなっております。

重要な会計方針

	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「其他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同 左 (2) ソフトウェア 同 左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し、債券発行費は商法の規定に準じて 3 年間で償却しております。	同 左
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 20 号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)を適用しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表上に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7. ヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は 11,310 百万円減少、「その他の資産」は 307,674 百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は 459,846 百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は 20,531

	<p style="text-align: center;">第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)</p>
	<p>計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>	<p>百万円減少、「繰延ヘッジ損失」は 8,269 百万円減少、「繰延ヘッジ利益」は 153,123 百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,870百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,092百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
7.ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段----金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象----貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段----金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象----貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘ</p>

	第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>ツジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第25号」による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左
10. その他財務諸表作成のための重要な事項	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)</p>
<p style="text-align: center;">_____</p>	<p>(損益計算書関係) 債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年内閣府令第 40 号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度からは「債券利息」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 665 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 147,029 百万円及び海外経済協力勘定 90,596 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 92,620 百万円及び海外経済協力勘定 51,186 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 372,451 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 612,767 百万円及び海外経済協力勘定 141,783 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 83 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 216,429 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 16,032 百万円及び海外経済協力勘定 54,245 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 385,225 百万円及び海外経済協力勘定 730,673 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 617,770 百万円及び海外経済協力勘定 836,504 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して</p>

<p style="text-align: center;">第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)</p>
<p>は、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記1.から5.に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成14年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定363,922百万円、海外経済協力勘定1,203,975百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978年のUNCTAD(国連貿易開発会議)のTDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB無償およびHIPCs無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB無償対象債権については、TDB無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs無</p>	<p>は、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成15年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定463,600百万円、海外経済協力勘定1,251,786百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債務者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当事業年度より、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定115,380百万円(うち繰延べ対象元本残高は78,955百万円)、海外経済協力勘定730,673百万円(うち繰延べ対象元本残高は565,183百万円)となっています。</p>

第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>償対象債権のうち、拡大 HIPC のイニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC のイニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行っています。</p> <p>7 . 担保に供している資産はありません。</p> <p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,907,279 百万円であります。</p> <p>9 . ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 258,536 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 273,907 百万円であります。</p> <p>10 . 動産不動産の減価償却累計額 17,127 百万円</p> <p>11 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 10,971 百万円を資産計上しております。</p>	<p>7 . 同 左</p> <p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,486,046 百万円であります。</p> <p>9 . ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 16,328 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 169,900 百万円であります。</p> <p>10 . 動産不動産の減価償却累計額 18,024 百万円</p> <p>11 . 同 左</p> <p>12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 19,185 百万円を資産計上しております。</p>

(損益計算書関係)

第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
<p>1.我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCs 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs 無償対象債権のうち、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p> <hr/>	<hr/> <p>2.当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今</p>

第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より30,000百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成15年3月31日現在	平成16年3月31日現在
現金預け金勘定 288,284 百万円	現金預け金勘定 217,328 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 170,614 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金 64,590 百万円
現金及び現金同等物 <u>117,669 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>152,738 百万円</u>

(リース取引関係)

第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="padding-left: 40px;">該当ありません。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <li style="padding-left: 20px;">取得価額相当額 <li style="padding-left: 40px;">動産 322 百万円 <li style="padding-left: 40px;">その他 506 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 828 百万円 <li style="padding-left: 20px;">減価償却累計額相当額 <li style="padding-left: 40px;">動産 38 百万円 <li style="padding-left: 40px;">その他 50 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 89 百万円 <li style="padding-left: 20px;">期末残高相当額 <li style="padding-left: 40px;">動産 283 百万円 <li style="padding-left: 40px;">その他 455 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 738 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <li style="padding-left: 20px;">1 年内 162 百万円 <li style="padding-left: 20px;">1 年超 579 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 742 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <li style="padding-left: 20px;">支払リース料 95 百万円 <li style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額 91 百万円 <li style="padding-left: 20px;">支払利息相当額 7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 <li style="padding-left: 40px;">リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 <li style="padding-left: 40px;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <li style="padding-left: 20px;">1 年内 9 百万円 <li style="padding-left: 20px;">1 年超 2 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 11 百万円 	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <li style="padding-left: 20px;">1 年内 1 百万円 <li style="padding-left: 20px;">1 年超 - 百万円 <li style="padding-left: 20px;">合計 1 百万円

(有価証券関係)

前会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成15年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当該会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
該当ありません。
5. 当該会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成15年3月31日現在)

(金額単位: 百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額 (平成15年3月31日現在)
該当ありません。

・ 当会計年度

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	120,514
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	117,110
非上場外国株式	2,791
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	612

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

- ・ 前会計年度（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

- ・ 当会計年度（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

- ・ 前会計年度（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

- ・ 当会計年度（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

本行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

本行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 上記リスクに対する本行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

本行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額(平成15年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	17,001	1,093
通貨スワップ	45,528	5,456
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネッティングによる信用リスク削減効果		2,526
合計	62,543	4,023

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
店 頭	通貨スワップ	-	-	-

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

種 類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,536,027	118,779	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店 頭	為替予約 通貨オプション	-

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

・ 当会計年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

（1）金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

本行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

（2）取引内容

本行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

（3）金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

（4）上記リスクに対する本行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

本行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額（平成16年3月31日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	19,950	838
通貨スワップ	41,997	7,902
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		1,806
合計	61,962	6,934

（注）信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

2. 取引の時価等に関する事項

（1）金利関連取引（平成16年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成16年3月31日現在)

(金額単位 : 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 1 . 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 . 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
退職給付債務 (A)	22,334	22,690
年金資産 (B)	4,244	5,261
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	18,090	17,429
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	18,090	17,429
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	18,090	17,429

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
勤務費用	945	934
利息費用	510	443
期待運用収益	68	63
過去勤務債務の費用処理額	300	-
数理計算上の差異の費用処理額	2,172	625
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	3,258	688

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第4期末 (平成15年3月31日)	第5期末 (平成16年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	1.5%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括償却	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

当会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

前会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
該当ありません。

当会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
該当ありません。

附属明細表
第5期(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産	土地			12,576			12,576		
	建物			26,698	14,255	881	12,443		
	動産			5,208	3,768	359	1,439		
	建設仮払金			218			218		
	計			44,701	18,024	1,240	26,677		
無形固定資産	権利金等			66	57	1	9		
	ソフトウェア			1,124	602	219	521		
	保証金			491			491		
	計			1,682	660	221	1,022		
繰延資産	債券発行差金	3,328 (214)	527	758	3,096	1,805	459	1,291	
	債券発行費	1,694 (39)	1,111	318	2,488	1,072	651	1,416	
	計	5,023 (253)	1,638	1,076	5,585	2,877	1,110	2,707	

- (注) 1. 前期末残高欄における()内は為替換算差額であります。
2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証日本輸出入銀行第27、32、33、35～37、39、40、42、46次債券	平成5年5月～平成11年6月	百万円 843,484 (JPY 165,000百万) (USD 2,600,000千) (EUR 2,235,107千) (GBP 400,000千)	百万円 490,423 (JPY 60,000百万) (USD 1,600,000千) (EUR 1,428,332千) (GBP 400,000千) [133,973]	% 2.875～8.250	一般担保	平成16年6月～平成20年6月	
政府保証国際協力銀行第1～6次債券	平成11年11月～平成15年12月	420,600 (JPY 60,000百万) (USD 3,000,000千) (EUR - 千)	505,950 (JPY 60,000百万) (USD 3,000,000千) (EUR 1,000,000千)	0.350～7.125、LIBOR+0.0625	一般担保	平成17年6月～平成25年12月	
国際協力銀行債券第1～10回債券	平成13年10月～平成16年2月	300,000 (JPY 300,000百万)	540,000 (JPY 540,000百万)	0.240～1.520	一般担保	平成18年9月～平成25年12月	
政府保証第8、9回海外経済協力基金債券	平成7年12月～平成8年11月	25,000	25,000	2.9～3.0	一般担保	平成17年12月～平成18年11月	
合計	—	1,589,084	1,561,373	—	—	—	

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」の欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
133,973	265,242	292,926	205,366	213,735

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	11,218,681	10,392,925	2.14	—	
財政融資資金借入金	10,934,283	10,176,101	2.14	平成16年5月～	
簡易生命保険資金借入金	284,398	216,824	2.34	平成30年12月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(金額単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,302,190	1,264,845	1,294,297	1,593,977	1,743,656

4. 資本金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	国際金融等勘定資本金	985,500	—	—	985,500	
	海外経済協力勘定資本金	6,504,344	200,300	—	6,704,644	(注) 1
	計	7,489,844	200,300	—	7,690,144	
準備金及び積立金	国際金融等勘定準備金	608,336	30,246	—	638,582	(注) 2
	海外経済協力勘定積立金	280,719	—	260,051	20,667	(注) 3
	計	889,055	30,246	260,051	659,249	

(注) 1. 当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。

2. 当期増加額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき積み立てたものであります。

3. 当期減少額は、国際協力銀行法第44条第3項の規定に基づき取り崩したものであります。

5. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	172,304	124,683	—	172,304	124,683	
	個別貸倒引当金	131,987 (△ 358)	53,999	54,659	3,118	128,208	
		うち非居住者向け債権	129,526 (△ 90)	53,999	54,659	657	128,208
	特定海外債権引当勘定	3,512	10,533	—	3,512	10,533	
賞与引当金		754	918	754	—	918	
計		308,559 (△358)	190,133	55,414	178,935	264,343	

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………主として債務者の業況改善による取崩額

うち非居住者向け債権分…主として債務者の業況改善による取崩額

特定海外債権引当勘定…洗替による取崩額

2. ()内は為替換算差額であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

第5期末(平成16年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 152,727 百万円及び他の銀行への預け金 64,590 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 183,144 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 1,720 百万円及び未収金 303 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 45,499 百万円、未払債券利息 22,069 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 4,643 百万円その他であります。

(3) その他

該当事項なし。